

令和元年度答申第31号
令和元年8月29日

諮問番号 令和元年度諮問第26号（令和元年7月10日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働保険料の認定決定等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が平成27年度及び平成28年度の労働保険料の額等を記載した各申告書を提出したところ、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）が、上記各年度の労働保険料について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）19条4項の規定に基づき、その額を決定するとともに、徴収法21条1項本文の規定に基づき、追徴金を徴収する各決定をした（以下、これらを「本件各決定」という。）ことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 徴収法10条1項及び2項は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため、一般保険料を含む労働保険料を徴収すると規定している。この「一般保険料」の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率（労働者災害補償保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては、

労災保険率と雇用保険率とを加えた率) を乗じて得た額とされている(徴収法11条1項、12条1項1号)。そして、「労災保険率」は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに定められ、事業の種類の詳細は、厚生労働大臣が告示する(徴収法12条2項、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令(昭和47年政令第46号)2条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)16条1項、別表第1、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第16条1項の規定に基づく労災保険率表の細目(昭和47年労働省告示第16号))。

- (2) 徴収法19条1項は、事業主は、保険年度ごとに、労働保険料の額等を記載した申告書を提出しなければならないと規定し、同条4項は、政府は、申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知すると規定している。そして、通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が上記政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に納付しなければならないとされている(同条5項)。
- (3) 徴収法21条1項本文は、政府は、同法19条4項の通知を受けた事業主が、19条5項の規定による労働保険料の不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に1000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収すると規定し、同項ただし書きは、事業主が天災その他やむを得ない理由により、労働保険料の不足額を納付しなくなつた場合は、この限りでないとして規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和50年7月1日にその事業を開始し、その事業について労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立した。なお、審査請求人はゴルフ場(以下「本件事業」という。)を営んでいるが、本件事業について保険関係の成立時期については、事件記録からは明らかではない。

(Xにかかわる算定基礎調査結果について(添付の適用情報検索帳票を含む。))

- (2) 審査請求人は、平成27年度の労働保険概算確定保険料申告書を平成28年7月5日に、また、平成28年度の労働保険概算確定保険料申告書を

平成29年6月9日に処分庁に対して提出した。各申告書には、「業種」の欄に「9416」（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第1において「事業の種類」が「その他の各種事業」とされるものうち、厚生労働大臣の告示（上記第1の1の（1））において「事業の種類」の細目がその他の各種事業として定める各項のいずれにも該当しない事業であることを示す。なお、別表第1において、「ゴルフ場の事業」は「その他の各種事業」には含まれない。）と、「労災保険率」の欄に「1000分の3」と印字されていた。また、各申告書の「事業又は作業の種類」の欄には、審査請求人が「ゴルフ場」と記載していた。

（平成27年度の労働保険概算確定保険料申告書（平成28年7月5日受付）、平成28年度の労働保険概算確定保険料申告書（平成29年6月9日受付））

(3) A労働局は、平成29年12月21日、本件事業における平成27年度及び平成28年度の労働保険確定保険料算定基礎調査を実施した。

（Xにかかわる算定基礎調査結果について（添付の平成27年度労働保険確定保険料算定基礎調査書・認定決定決議書、平成28年度労働保険確定保険料算定基礎調査書・認定決定決議書を含む。））

(4) 処分庁は、上記(3)の調査結果を基に、審査請求人の事業の種類を「その他の各種事業（前各項に該当しない事業）」とするのは誤りで、正しくは「ゴルフ場の事業」に該当すると判断し、労災保険率は「1000分の3」ではなく「1000分の7」が適用されるとして、平成27年度及び平成28年度の労働保険料の額を、それぞれ195万1523円及び148万7117円と決定するとともに、各労働保険料に係る追徴金3万8800円及び3万7300円を徴収する各決定をし（本件各決定）、平成30年1月11日付けで、審査請求人に通知した。

（平成27年度労働保険確定保険料算定基礎調査書・認定決定決議書、同通知書、平成28年度労働保険確定保険料算定基礎調査書・認定決定決議書、同通知書）

(5) 審査請求人は、平成30年4月10日、審査庁に対し、本件各決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、令和元年7月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、毎年、申告書の「事業又は作業の種類」の欄に「ゴルフ場」と正しく記載してきた。「業種」については、労働局が郵送してきた申告書で「その他の各種事業」として通知を受けてきたから、それに従い処理をしてきたのであり、この業種の処理において事業主側に誤りがあったとした本件各決定は誤りである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

本来、保険料率は事業主が申告すべき事項である。実際に、事業主に申告書を送付する際には、申告書の書き方を記載したパンフレット及び労災保険率等を記載した下敷を同封してあり、当該パンフレットでは、労災保険率については当該下敷を参照することとされている。さらに、労災保険率や業種区分に変更があったときは、当該改正について記載したリーフレットも同封している。これらの周知は、徴収法19条1項の申告が事業主の自主申告を前提としていることによる。

本件についてみると、ゴルフ場の事業の労災保険率が平成27年度に1000分の7に改定されたことは改定時のリーフレットから、またそれ以降の労災保険率については下敷から明らかであり、審査請求人が、本件事業に係る正しい労災保険率を知る契機は十分にあったと考えられる。

本件事業について審査請求人の未申告又は誤申告が判明した以上、適正な労働保険料等の額の決定及び追徴決定をし、不足額又は未納額や追徴額の納付を求めることは、法定された手続であり、適正な労働保険料の徴収と負担の公平を期すという観点からも妥当であるから、本件各決定は適正な処分である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和元年7月10日、審査庁から諮問を受け、同年8月2日及び同月28日の計2回、調査審議を行った。

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

平成30年4月10日 本件審査請求

同年8月7日 厚生労働省大臣官房総務課審理室のP、Q及びRを審理員に指名（審査庁）

同年9月6日 弁明書の受付

令和元年6月10日 審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月17日である旨を通知

同月11日 審理員意見書及び事件記録を提出

以上の審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認められる点はないかがわからない。

2 本件各決定の適法性及び妥当性について

(1) 処分庁は、審査請求人が提出した各申告書について労災保険率に誤りがあるとして本件各決定をした。これに対し、審査請求人は、当該労災保険率は労働局が郵送してきた各申告書に印字されており、審査請求人はそれに従い処理をしたのであるから、事業主側に誤りがあるとしてされた本件各決定は誤りであると主張している。

(2) そこで検討すると、徴収法19条4項は、政府は、事業主の申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知すると規定している。同項により決定すべき労働保険料の額は、事業主が申告書に記載すべき正しい確定保険料の額と解され、当該事業主が申告書に記載すべき額は、事業主が行う事業に係る賃金総額に当該事業に応じた労災保険率を乗じて定まるものであるから、その額の決定につき処分庁に裁量の余地はない。

そして、審査請求人が運営する事業（本件事業）がゴルフ場の事業であることについて審査関係人に争いはなく、同事業に係る平成27年度及び平成28年度の労災保険率は1000分の7であるから、これを1000分の3とした審査請求人の申告書の記載には誤りがあったというほかはなく、そうすると、本件各決定のうち1000分の7の労災保険率を適用して労働保険料の額を決定したことについて違法又は不当な点はない。

また、徴収法21条1項本文は、政府は、事業主が19条5項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならなくなった場合に当たらない限り、その納付すべき額に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収すると規定しているから、当該徴収の決定についても処分庁に裁量の余地はなく、また、本件が「天災その他やむを得ない理由」により労働保険料の不足額を納付しなければならなくなった場合に当たると認めるに足りる主張、資

料の提出もない以上、本件各決定のうち追徴金の徴収の決定についても違法又は不当な点はない。

上記に加え、審査請求人の主張（上記（１））について、審査請求人は労働局が郵送してきた各申告書の印字を信頼して処理したのであるから、その信頼は信義誠実の原則により保護されるべきであるとの主張と善解しても、本件では、労働局が郵送してきた各申告書に誤った労災保険率が印字されていたことをもって、処分庁においてこの誤った労災保険率を是認したとまで評価することはできないし、また、そもそも労働保険料の額や労災保険率は事業主である審査請求人において申告書に記載すべきとされている事項である（徴収法１９条１項、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則３３条４号。労災保険率等を確認するための資料も送付されている。）。そうすると、本件については、最高裁判所が判示した信義誠実の原則の適用に係る要件（最高裁昭和６０年１０月３０日第三小法廷判決・集民１５２号９３頁）に当たる事情が認められないことから信義誠実の原則の適用の余地はないと考えられる。

3 まとめ

以上によれば、本件各決定は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第３部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹